

「著作権法改正とマラケシュ条約、読書バリアフリー法」

筑波大学附属視覚特別支援学校 宇野和博

1. マラケシュ条約とは？

前文・・・多くの加盟国が視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために自国の著作権法において制限及び例外を定めているが、これらの者にとって利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能な著作物が引き続き不足していること。

2. 2018年著作権法改正で何が変わるのか

(1)現行著作権法 30条、33条、35条、37条

(2)条文上の変更点

第三十七条第二項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「視覚障害者その他」を「視覚障害その他の障害により」、「に障害のある」を「が困難な」に、「自動公衆送信（送信可能化を含む。）」を「公衆送信」に改める。

(3)変更の要点

- ・受益者の拡大
- ・受益者への公衆送信の法定化
- ・複製が認められているものの規制緩和（施行令改正）

3. 読書バリアフリー法

(1)買う自由と借りる権利

(2)作る→蓄積する→届ける・・・ネットワークの重要性

(3)A E・・・外国への窓口

4. これからの障害者への情報保障のあり方

(1)教科書以外の副教材、参考書、問題集

(2)個別のニーズから One Source, Multi Use へ（テキストファイル）

(3)国立国会図書館への期待